

単一銀行持株会社の規制について

—Bank Holding Company Act of 1956 の改正—

佐 藤 定 幸

1

1970年12月31日、ニクソン大統領の署名によって、Bank Holding Company Act of 1956 にたいする修正法案が成立し、単一銀行持株会社 one-bank holding company も 1956 年銀行持株会社法のきびしい規制下におかれることになった。本稿は、単一銀行持株会社にたいする規制の意義とその問題点について論じたものである。70 年修正法をめぐる議会内の 3 年にわたる審議は、単一銀行持株会社についてきわめて興味ぶかい資料を数多く提供したが、それら諸資料の整理と紹介は別の機会に譲ることにしたい。

2

単一銀行持株会社の規制が大きく取上げられるようになったのは、1968 年からだったといえる。1968 年は、第 2 次世界戦争後のアメリカにおける合併運動のピークをなした時期だった。この合併運動はとくに conglomerate merger 優位のそれとして、アメリカ史上特異な性格をもっていた。単一銀行持株会社も、このような conglomerate merger の銀行分野における形態として、大きく世論の注目を浴びることになった。

単一銀行持株会社そのものは決して新しい現象ではなかった。しかし、1968 年になってアメリカの著名な巨大銀行がほぼ一斉に銀行持株会社への転換にふみきったことによって、問題は新しい意味をもつようになった。1956 年銀行持株会社法が成立する直前の 1955 年には、単一銀行持株会社の数は 117 行にすぎず、同商業銀行預金総額は 116 億ドルにすぎなかったが、1965 年には 550 行、151 億ドルとなり、さらに 1968 年には 783 行、1082 億ドルに増大した。銀行数の増加を預金額の

それがはるかに上回っているが、それは最近の時期に巨大な単一銀行持株会社が急成長したことを物語っている¹⁾。

1968 年 7 月、First National City Bank が単一銀行持株会社に移行して単一銀行持株会社ブームの口火を切るや、Bank of America, Chase Manhattan Bank はじめ巨大銀行がこれにつづき、1969 年初現在、アメリカ巨大銀行 12 行のうち、第 7 位、第 9 位、第 10 位をのぞく 9 行が単一銀行持株会社になった。第 1 表は、1968 年現在(計画中をも含む)の単一銀行持株会社の数および同預金額にかんするものだが、この表からも 68 年 9 月から 12 月までに移行を発表した銀行が巨大銀行だったことがわかるだろう。この点は後で問題となる 70 年修正法の cut-off date とも関連するところだが、新しい規制の遡及する期限をこの時期以前にまで繰上げないかぎり規制は無意味と

第 1 表 単一銀行持株会社の数および預金総額
(1968 年末現在、および同計画中のもの)

	単一銀行持株 会 社 の 数	1968 年 6 月末 現在の預金総額 (10億ドル)
1968 年 9 月 1 日現在の単一銀行持株 会社	684	17.8
1968 年 9 月 1 日より 12 月 31 日までに 設立された単一銀行持株会社	7	14.1
1968 年 9 月 1 日より 12 月 31 日までに 単一銀行持株会社をつくる計画を 発表した銀行	76	71.8
1968 年 9 月 1 日より 12 月 31 日までに 銀行を買収する計画を発表した非銀 行機関	16	4.5
	783	108.2

【出所】 "The Growth of Unregistered Bank Holding Companies—Problems and Prospects," Staff Report of the Committee on Banking and Currency, House of Representatives, February 11, 1969, p. 7.

1) "The Growth of Unregistered Bank Holding Companies—Problems and Prospects," Staff Report for the Committee on Banking and Currency, House of Representatives, 91st Congress, First Session. 1969. p. 5.

なることがわらう。

下院銀行通貨委員会の報告によると、1968年9月1日現在、単一銀行持株会社とみなされた684社のうち、578社は20業種にわたる非銀行活動に携っていた。またおなじ684社のうち、397社が99業種にわたる非金融活動を行っていたが、それは農業、鉱業、石油から多種多様の製造工業活動にわたっていた。「本報告にかかげられた議論および資料は、単一銀行持株会社の驚くべき成長と、それがアメリカの銀行業界にますます大きな影響を与えつつあることを示している。より重要ですからあるのは、1968年9月1日現在存在したこれら銀行持株会社は、すでに広汎な非銀行業務を行っており、それがそれらに銀行業務と非銀行業務とを混合させているという事実である。これは、Glass-Steagall Act of 1933 および Bank Holding Company Act of 1956 において確立された公共政策の基本原則と直接抵触している。」²⁾

ニューヨーク・タイムズ紙は、「東京スタイルの経済」と題して、「アメリカで最近流行している『単一銀行持株会社』にたいして、国内で懸念が生じているのは、これは戦前の日本の財閥のようなものになることを恐れているからである」³⁾と報じたが巨大銀行の単一銀行持株会社への移行は、銀行による産業支配に路をひらくものであり、戦前の日本における財閥支配を再現させるおそれがあるという不安が急速に高まっていった。「一部の政府スポークスマンは、ザイバツ——日本経済を支配している巨大な銀行＝産業結合体——に近いなものかによって、アメリカ経済が支配されるかもしれない、と示唆した。」⁴⁾ ザイバツ型経済への移行がいわゆる clear and present danger であったか否かについては、おそらく否定的な結論しかないだろう。しかし、その当時、そのような危険にたいする不安がたかまったのは事実だったし、まさにこのような不安の高まりが銀行持株会社法の改正への動きをもたらしたのであった。

2) *ibid.*, p. 1.

3) *New York Times*, Feb. 15, 1969.

4) Sanford Rose, "The Case for the One-Bank Holding Company," *Fortune*, May 1969, p. 163.

折しも、コングロマリット合併にたいする法的規制の要否をめぐって議論が闘わされていたが、単一銀行持株会社の規制については下院銀行通貨委員会パットマン委員長によって一挙に立法化への先鞭がつけられたのであった。しかも、パットマン委員長自身の提出案は、きわめて厳格な規制を目ざしており、単一銀行持株会社を1956年銀行持株会社法成立時に遡って規制しようとするものであった⁵⁾。1956年銀行持株会社法にたいする70年修正法をめぐる上下両院の審議経過は、いわばパットマン委員長のペースにのせられた感を否定できない。すなわち、パットマン委員長の厳格な案をどれだけ緩和するかに議論の重点がおかれ、最初から新規立法の必要性は疑いないものとして問題にならなかった。この点、コングロマリット合併規制をめぐり動きと大きな違いをみせている。

もちろん、70年修正法の成立はけっしてパットマン委員長の個人的事業ではなかった。ニクソン政権自身も、単一銀行持株会社を規制する必要を認めていた。おそらくその背後にはつぎの理由があったものと思われる。第1には、自身保守的な銀行家たちからなる連邦準備制度の各理事、各地区連銀頭取たちは、単一銀行持株会社の急発展により、Glass-Steagall 法の精神がふみにじられ、いったん大恐慌が発生した場合に、大規模な金融組織崩壊の危険が生れると考えた。第2には、地方の小銀行の利益を代弁する政治的必要を感じて

5) *Business Week*, March 29, 1969. なお、Wright Patman はテキサス州選出の下院議員で、在職40年にもおよぶベテランとして下院で重きをなしている。かれの大銀行攻撃は、従来から有名である。とくに、下院銀行通貨委員会の最近の調査、*Commercial Banks and Their Trust Activities: Emerging Influence on the American Economy* (2 vols.), July 1968. は、銀行の産業支配にかんする最新の資料として高く評価されている。またかれは現在では、銀行の重役相互兼任制を禁止する法案の立法化を準備しているといわれる。「パットマンは、ながいあいだニューヨーク巨大銀行の敵だった(新参下院議員としてかれが最初に提出した法案の1つは財務長官メロンを告発するものだった)。かれは、議会における地方小銀行、貯蓄貸付組合、小企業のもっとも強力な機略縦横の代弁人である。」(Lee Webb, "The Battle of Banks," *Guardian*, March 29, 1969).

いた。第3には、なるべく緩やかな規制案をつくることは、結局は大銀行の利益にもなると思われるので、あえて積極的に規制案を提起した⁶⁾。

3

1956年銀行持株会社法は、つぎの3つの主要目的をもっていたという。

- (1) 銀行持株会社の将来の拡大を統制すること、とくに
- (2) 州境をこえての拡大を統制すること。
- (3) 銀行持株会社と非銀行企業とを分離すること。

ところが、同法はこの主要目的の遂行に成功したとはいえなかった。下院銀行通貨委員会報告のいう「1933年グラス＝スティーゴル法および1956年銀行持株会社法において確立された公共政策の基本原則に直接抵触している⁷⁾」事態が生れたこと自身が、その失敗を立証しているといつてよい。このような失敗をもたらした最大の原因は、1956年法が銀行持株会社の規定から単一銀行持株会社を除外したことにあるといわれる。いわゆる one bank loophole がそれである。

1956年法における銀行持株会社の規定はつぎのようなものであった。すなわち、(1) 2つないしそれ以上の銀行の議決権付株式の25%以上を直接ないし間接に所有し、支配し、ないしは議決権を保有している会社、(2) いかなる方法であれ、2つ以上の銀行の重役会の過半数の選出を支配している会社、および、(3) その株主ないしメンバーのために、信託受託者が2つ以上の銀行のそれぞれ、ないしは1つの銀行持株会社の議決権付株式の25%を支配している会社。

6) ニクソン政権の当時の財務長官ディヴィッド・M. ケネディ自身、コンチネンタル・イリノイ銀行(預金額で全米第8位)の前社長であった。そのかれ自身が単一銀行持株会社規制法案を下院銀行通貨委員会に提出している。当時、*Wall Street Journal* 紙(March 25, 1969)はつぎのように報じていた。「その宿敵たる下院銀行委員長ライト・パットマン議員が提案した厳重な規制案にびっくり仰天した銀行家たちの大部分から、感謝のこもった支持を得られるものと当局は確信している」。

7) *op. cit.*, "The Growth of……", p. 1.

1956年法が単一銀行持株会社をその対象から除外したのは、従来から存在していた単一銀行持株会社が所有する銀行はふつう小銀行であり、地方の資産家がたくさんの小製造工業会社とともに地方的規模の小銀行を保有しているといったケースが多かったからである。つまり、当時は単一銀行持株会社を除外しても實際上なんの問題もなかったのである⁸⁾。当時議会の関心はもっぱら、銀行業界における集中(銀行間の合併によるのみならず、銀行持株会社による個々の銀行の度重なる取得をつうずる集中)にあったからでもあった。

しかし、1956年法審議の過程においても、単一銀行持株会社の除外が将来問題をひきおこす可能性が全く議論されなかったわけではない。たとえば、連邦準備制度のマーチン議長は、1955年2月28日の下院銀行通貨委員会公聴会における証言のなかで、つぎのように警告していた。「単一支配下での結合がもたらすべき潜在的権力濫用が、ただひとつの銀行しか含まれない場合にも容易に存在するだろうことは、明白のように思われる。実際に、もしも支配下のひとつの銀行が大銀行であったならば、広汎な非銀行事業にたいする持株会社の投資が、もしもその会社が2つ以上のきわめて小さな銀行を支配している場合よりも、もっと重大でさえある権力濫用をずっと容易にもたらすであろう。以上の理由で、連邦準備制度理事会は、[株式所有] 比率の基準がいかなるものであれ、[銀行持株会社の] 定義には、単一銀行の支配も含まるべきであると、主張しつづけるであろう。」⁹⁾したがって、今回の70年修正法の審議がもっぱ

8) 「単一銀行持株会社は約100年ものあいだ存在してきた。だが、それらは典型的には田舎の小さな町の問題だった。つまり、地方の金持が、家族持株会社をつうじて、町の銀行、木材会社、雑貨店等々を所有するといった具合だった。議会が1956年に銀行持株会社の規制を決意した時、議会はこれら小さな会社のことを知っていた。だが、それらはなんら有害ではないとの判断を下して、とくに単一銀行持株会社を規制から除外した」(Sanford Rose, *op. cit.*)。

9) U. S. Congress, House of Representatives, Banking and Currency Committee, *Hearings on Control and Regulation of Bank Holding Companies*, 84th Congress, 1st Session (1955), p. 15.

ら単一銀行持株会社への適用拡大をめぐって闘わされたことは、けっして不思議ではなかった。

しかし、1956年法における「抜け穴」は単一銀行持株会社の除外だけにはとどまらなかった。1956年法が認めた例外規定や「抜け穴」にはつきのごときものがあった¹⁰⁾。(1)同法では1955年5月15日以前に、1940年投資会社法にもとづき登録された会社はとくに除外されている。(2)株式保有比率が25%以下の子会社は不問に付されている。(3)持株会社によるある銀行の議決権付株式の5%以下の取得はFRB理事会の承認を必要としない。(4)持株会社システム内の子銀行が行った取得は同法の条項に基く承認を必要としない。(5)持株会社を2つ以上の銀行の株式の25%以上を所有する会社と規定しているため、(a)持株会社は銀行網のなかの1社でだけ25%以上を所有したり、(b)2つの銀行の所有結合関係を、A銀行を支配するB銀行を支配することによって、樹立しうる。(6)25%所有という基準に加えて、同法は間接的支配および「いかなる方法であれ2つ以上の銀行のどちらかの重役の過半数の選出」の支配を含んでいる。だが、この基準が実際に問題にされたことは1度もなかった。

以上の問題点はすべて70年法をめぐる議会審議のなかで取上げられたが、必ずしもすべて70年修正法のなかに入入れられたわけではなかった。

4

1956年銀行持株会社法の70年修正法の最大の特徴点は、単一銀行持株会社を同法の適用範囲に明確に加えたことにあった。銀行業界よりの強い反対はあったにしろ¹¹⁾、この点については殆ど世

論の一致をみていたのだから当然の結果といってよいだろう。

すなわち、70年修正法第2条(a)(1)は、銀行持株会社を、いかなる銀行ないしはいかなる銀行持株会社をも支配するいかなる会社と定義している¹²⁾。この会社には、いかなる corporation, partnership, business trust, association, ないしは同様な機関、ないしはいかなる他の長期信託、をも含まれる[第2条(b)]。

もしも、ある会社が直接、ないしは間接的に、すなわち1人以上の人物が代理となって、いかなる種類の議決権付株式であれその25%以上を所有ないし支配しているならば[第2条(a)(2)(A)], ないしは、もしもある会社がいかなる方法によるにしろ重役の過半数の選出を支配しているならば[第2条(a)(2)(B)], その会社は支配しているものとみなされる。

1970年7月に採択された上院案では、銀行の純資産(ふつうその預金総額の約10分の1に相当する)が300万ドル以下か、ないしはその持株会社の純資産総額の25%以下の場合には同法の適用が除外されることになっていたが、(なお、持株会社の純資産総額の25%以下であっても、銀行の純資産が5000万ドル以上の場合には、除外を認められない)結局、最終的に成立した70年修正法にはこの除外規定が含まれなかった。

上下両院案の最大の相違は、いわゆる“grandfather”条項にかんするものであった。すなわち、何年何月何日以前のものについては適用を遡らないという“cut-off date”をいつにきめるかについて上下両院はするどく対立した。下院案はこの点きわめて厳格であり、適用時点を56年5月としていた(下院銀行通貨委員会パットマン委員長の個人案はそもそも grandfather 条項を認めていなかった)。これにたいして、上院案は非常に穏健であり、その期限は69年3月24日であった。前

10) *Bank Holding Companies, Scope of Operations and Stock Ownership*. Committee on Banking and Currency. House of Representatives. 88th Congress. May, 1963. p. 26.

11) たとえば、John R. Bunting, Jr., “One-Bank Holding Companies: A Banker's View,” *Harvard Business Review*, May-June 1969. を参照。「単一銀行持株会社こそ、一部の銀行がそのコスト/収益問題に対処し、来るべき10年間に劇的に変化しつつあるその顧客の要求に応ずるために現在とりうる最良の方法であると私は確信する。」

12) 以下の叙述は Donald L. Kohn and John F. Zoellner, “The Amended Bank Holding Company Act,” *Monthly Review*, (Federal Reserve Bank of Kansas City, May 1971 に主として拠るほか内外の新聞報道で補充している。

にも述べたように、巨大銀行の単一銀行持株会社への移行はほぼ1968年後半に集中していたのだから、69年3月という期限は規制としては殆ど意味をなさない期日である。FRBのバーンズ議長は、1970年5月14日の上院銀行通貨委員会公聴会での証言で、このcut-off dateを1968年6月30日とするよう希望したが¹³⁾、結局最終案では政府の要望どおり、1968年6月30日となった〔第4条(a)(2)〕。

概して、下院案がきわめてきびしい規制を指向していたのにたいし、上院案はなるべく規制を緩和することを目ざしていた。上院案がcut-off dateを69年3月という異常に遅い時期にしたのはまったく両院協議会における駆け引きのためとしか考えられない。因みに、上院銀行通貨委員会スパークマン委員長およびベネット議員提出の案(S. 1664)では、cut-off dateは1968年6月30日であった。

しかしながら、1970年修正法においては、cut-off date以前に設立されたため適用除外を認められた会社といえども、もしもそれが公益に反すると認められた場合には、FRBは非銀行活動の分離を命ずることができることになっている。全銀行持株会社の適用除外活動がFRBの審査を受けなければならない。また、FRBは、今後2年間に、資産6000万ドル以上の銀行を支配する銀行持株会社について、分離すべきか否かの審査を行わなければならない。

70年修正法によって銀行持株会社となった持株会社は、その禁止活動を停止するための猶予期間として10年間に認められている。通常、持株

会社が銀行持株会社になった場合には、その禁止活動を中止するには2年間の猶予期間しか与えられていないが、今回の措置はこの点かなり寛大といえる。

他方、1970年修正法は、銀行と商業の分離という一般原則の制限内で、銀行持株会社の一定の非銀行活動を容認している。一般に、銀行持株会社は、その活動が預金を保有したり、ないしは資金を貸し出したりといった銀行本来の活動と密接に結びついているか、ないしは銀行運営の1部であるような会社の株式を保有することができる。

すなわち、持株会社は、その唯一つの事業が持株会社の子会社銀行が利用するための資産を保有することである会社〔第4条(c)(1)(A)〕、金庫業務を行っている会社〔第4条(c)(1)(B)〕、その会社が銀行持株会社となる以前持株会社ないしその銀行から取得した資産を清算する会社〔第4条(c)(1)(D)〕、ないしは持株会社またはその子会社のためにサービスを提供する会社〔第4条(c)(1)(C)〕の株式を所有することができる。

また、70年修正法の全般的禁止規定は、その国際的ないし対外的事業と結びついた場合をのぞいてアメリカ合衆国内で事業をしていない会社〔第4条(c)(13)〕、ないしは、外国の法律にもとづいて設立され、その活動の大半をアメリカ合衆国外で行っている会社〔第4条(c)(9)〕の株式には適用されない。以上のいずれの場合にも、その適用除外の認定が同法の目的を損わないかどうか、公益に則するかどうかをFRBが決定しなければならない。

銀行持株会社にいかなる関連分野への進出を認めるかが70年修正法をめぐる議論の最大の焦点の1つであった。事実、70年修正法の同条項〔第4条(c)(8)〕については、「それを起草した人々の間ですら、その意味について広汎な意見不一致」¹⁴⁾がみられるほどである。上院案と下院案はこの点についてそれぞれ56年法の文言を完全に書き変えていたが、両院協議会における交渉のなかで両者の調整が困難に陥り、結局、56年法の文

13) アーサー・バーンズ FRB 理事長は上院銀行通貨委員会での証言で、同委員会にたいしてつぎの4つの点を勧告していた。(1)単一銀行持株会社を含めるよう銀行持株会社の定義を改正すること、(2) S. 1664 (ベネット法案)でのべられた1968年6月30日づけの“grandfather clause”を含むこと、(3)許可する活動範囲にかんする第4条の基準を改訂すること、(4)支配の有無を決定する基準の拡大、partnershipを加えること、外国の銀行持株会社に外国の非銀行資産を認めること。(Hearings before the Committee on Banking and Currency, U. S. Senate 91st Congress, Second Session. Bills to amend the Bank Holding Company Act of 1956. Part I. p. 146)

14) Kohn and Zoellner, *op. cit.*, p. 16

言の修正で落ちついたという。両院案とも、その活動が56年法でいう“closely related” to banking よりも“functionally related” to banking であることが必要だとしていたし、56年法のようにその活動が“a proper incident to banking”(銀行業務にとって妥当な付随的業務)である必要はないとしていた。下院案は、銀行持株会社とその子会社が禁止をうける領域の“laundry list”を含めることによって、機能的に関連する活動の範囲を限定しようとしたのにたいし、上院案にはそのようなリストは含まれていなかった。結局、70年修正法はこの点拡大解釈の余地を残しているといっていよう。

70年修正法の適用を除外される単一銀行持株会社には、つぎの2種類がある。第1のタイプは、労働団体、農業団体、ないしは園芸団体がその所有者であるような単一銀行持株会社〔第4条(c)(i)〕であり、第2のそれは、議決権付株式の85%が、同一家族ないし夫婦によって1968年7月1日以前から継続的に所有されていた会社である。この2種類の単一銀行持株会社はFRBの審査をまつことなく適用除外されることとなっている。

5

さて、以上のような1970年修正法の成立にもなつて、約1100ないし1200の単一銀行持株会社が同法の適用下におかれることになるが、そのうちの若干の会社は同法の禁止条項に抵触し、銀行業務と非銀行業務の分離を余儀なくされるものとみられている。ある推定によれば、銀行業務がそのコングロマリット活動のごく一部にすぎぬのは約70社であるのにたいし、残余の会社は逆に銀行以外の業務は殆どとるに足らぬという¹⁵⁾。しかし、同法の適用をうけて分離を余儀なくされるのがこれら70社に限るということをそれは意味していない。

実際の手続はつぎのように予定されている。新らたに銀行持株会社となった諸会社は、180日以内に、すなわち1971年6月29日までに、連邦準

備制度に銀行持株会社として登録しなければならない。そして、FRBが2年以内に審査を行い、同法に抵触すると認めた場合には10年以内に銀行業務と非銀行業務との分離を命ずることになるのは、すでにのべたとおりである。

銀行持株会社にとっていかなる業務が許容されるかは具体的審査をまたねば分らないが、FRBは議会公聴会証言でつぎの10種類を容認活動として明らかにしている。すなわち、(1)自己の資金にしろ他人の資金にしろ貸付を行うこと、(2)産業金融、(3)貸付をサーヴィスすること、(4)受託者として活動すること、(5)投資顧問ないし金融顧問として活動すること、(6)個人資産のリース、(7)持株会社ないしはその子会社による信用の拡張と主として結びついた保険代理店ないしは仲買人として活動すること、(8)持株会社ないしはその子会社の、持株会社ないしはその子会社が売った保険の保険者(insurer)として活動すること、(9)もしもその業務の主体が他社のためのものでないならば、持株会社ないしはその子会社、他の金融機関、ないしはその他の簿記を行ったりデータ処理を行うこと、(10)中低級所得層の雇用・住宅を援助する地域開発計画に投資すること、がそれであった¹⁶⁾。

これら10種類の活動はきわめて狭い範囲のものであるので、多くの単一銀行持株会社がその枠外にはみ出していることが予想される。たとえば、巨大な小売業者として知られているJ. C. Penny Co. も、70年修正法の適用を受ける単一銀行持株会社であるが、同社は預金総額約2000万ドルという小銀行、Citizens National Bank of Dallasの97%を所有しているが、これは70年末同社がGreat American Reserve Corp. を取得した結果にほかならなかった。こうした企業にとって、銀行の分離は自明であつて、FRBの審査を待つ必要は全くない。おなじようなことは、Sperry & Hutchinson Co. (State National Bank of Connecticut), General American Transportation Corp. (La Salle National Bank, Chicago), National Lead Co. (Lake

15) Wall Street Journal, March 11, 1970.

16) Kohn and Zoellner, *op. cit.*, p. 20.

View Trust & Savings Bank, Chicago), などについてもいえる。

70年修正法の“grandfather clause”は適用されるものの、FRBの審査を受ける立場に置かれた会社には、Gulf & Western Industries Inc., D. H. Baldwin Co., Marcor Inc., World Airways Inc., C. I. T. Financial Corp. などがある。とくに問題になると思われるのは、C. I. T. Financial Corp. で、同社は資産総額20億ドルにたつするNational Bank of North Americaを所有している。しかし同社の場合は、その活動の主体が金融、リース、仲買、保険など広い意味での金融関係にあるので、FRBの審査には比較的楽観的であるという。これにたいして、Montgomery Ward & Co. と Container Corp. of America を所有している Marcor Inc. は資産2億5000万ドルのPioneer Trust & Savings Bankの分離を覚悟しているといわれる。

巨大産業企業はたとえ分離命令を受けなくとも、銀行持株会社としての規制をFRBから受けるくらいなら、むしろ銀行を分離した方がよいとの態度をとっている。たとえば、Tenneco Inc. はHouston National Bank(資産3億5000万ドル)の議決権付株式の12%を所有している。これは25%を基準とする銀行持株会社法の“定義”から外れてはいるが、同社が同銀行の議決権付株式および無議決権付株式合計の約40%を所有しているという事実はFRBがその審査において“支配”の存在を認定する余地を残している。同社スポークスマンは、「もしもわが社が[銀行持株会社に]認定されたならば、わが社は銀行の分離を余儀なくされだろう。われわれは、あらゆる事を行うにあたってFRBの規制を受けるような立場に自分を置くことはできないだろう。」¹⁷⁾

6

Bank Holding Company Act of 1956にたいする70年修正法は、初め下院のバットマン銀行通貨委員長が明らかにした構想よりかなり後退したものとなったが、それでも単一銀行持株会社にた

いする規制はほぼ完璧といってよいだろう。少くとも、単一銀行持株会社という方式を用いて経済力集中を図ろうとするものは、恐らく今後も生れないだろう。

そもそも、銀行にかんする規制は1933年のGlass-Steagall法いらいアメリカではとくに厳格の度を加えている。単一銀行持株会社が銀行にかんする規制の枠内にひき入れられてしまった以上、この規制の網の目をくぐり抜けることはきわめて困難となった。単一銀行持株会社の急増は、アメリカ経済の“Zaibatsu”型経済への移行をもたらすものと危惧されたが、多くの調査が示しているように、そのような事実は実際には存在しなかった(もちろん、その可能性は十分に存在したが)。

産業企業におけるコングロマリット合併にかんする規制があれほど騒がれたにもかかわらず、しかも実害(経済力の集中という結果)は明らかに存在したにもかかわらず、結局、コングロマリット合併にかんする新規立法は作られなかったのに比して、1956年銀行持株会社法にたいする70年修正法の成立はむしろ奇異にすら感ぜられるほどである。

巨大銀行の産業支配にたいするチェックとして70年修正法は1つの成果とみなしうるが、アメリカ銀行制度のもつ矛盾、欠陥¹⁸⁾がそのまま維持されたことも否定できない。単一銀行持株会社とは別の構想で、アメリカ巨大銀行は、遅れたアメリカ銀行制度の“近代化”に取りくまねばならないだろう。(一橋大学経済研究所)

[この研究については、文部省科学研究費の援助をえたことを付記する]

18) ここでアメリカ銀行制度の矛盾と欠陥を全面的に論ずる余裕はない。アメリカにおける「小銀行主義」が巨大銀行にとって堪え難いほど時代遅れであるという事実をその1例にあげることができよう。まさにそれが、巨大銀行をして単一銀行持株会社に走らせた1つの理由なのだが、たとえばイリノイ州では銀行は1店舗しかもてないため、全米第8位のコンチネンタル・イリノイ銀行すら1店舗での活動を余儀なくされているし、マサチューセッツ州でも1つの郡に1店舗しか認められていない。全体的に言えば、アメリカの「小銀行主義」は徐々に崩壊しつつあるが、全国的にも、州段階でも、各種の立法によって維持されている面も少なくない。

17) Wall Street Journal, March 11, 1970.